

これからの女性の老後

年金をめぐる諸問題

網代 毅

一 高齢女性の増加と年金への期待

年金への関心の高まりがこのところ急ピッチである。ここ数年、各政党、政府関係審議会、マスコミ、労働組合、学者グループなどの建議や提言が相ついでいるが、国民一般の意識もこれらに劣らぬ勢いで上昇している。近頃では通勤の車中でも年金談議を耳にすることなどごく通常の事柄である。なかでも中年婦人が何人か集まると年金の話、という例が急増してきたように思われる。

関心の高まりにつれ、内容にも変化が表れはじめている。その一つは年金に対する理解である。一〇年ほど前の「食える年金を」方式でなく、負担をどうする

かをふまえ、年金を老後のよりどころとして位置づけようとする切実な姿勢である。第二に、これは要注意なのだが将来の年金についての不安感である。年金の財政はもう破綻が目前に迫っているようだ、自分達の老後年金は本当にあてていくのだからか、という不安感を抱く人が増えていると聞く。

確かに現在の制度に問題は少なくない。このまま放置すれば重大な局面にいたるおそれは十分にあるが、それを手をこまねいて見ていることなど考えられないし、またあつてはならないことである。だからこそ政府を中心に制度を将来とも永続しうる形に改善する努力が、今進められようとしているのである。さてそれはそれとして何ゆえこのよう

に世間の眼が年金に向けられてきたのかを考えてみよう。第一はいうまでもなくわが国人口の高齢化である。高齢化とは長生きになったということのほかに、高齢者が数の上でも、人口に対する割合でも、働く年齢の人口に対する割合でも増加することを意味する。日本人の長寿化については説明の要もあるまいが、今年七月の発表では、男子七三・三三歳、女子七八・八三歳と、今や名実ともに世界第一級の長寿国になった。女性は結婚するものが通常の姿として、妻は夫より五歳若いとすれば、女性は老後平均一〇・五年以上を未亡人として過ごすことになる。この期間をどう暮らすのか。

経済企画庁が最近発表した推計では、三〇数年後には六五歳以上の「独身おばあさん」(もちろん未亡人を含む)は一千万人に達するという(これに対して独身おじいさんは二百万人)。

子どもの扶養も昔ほどはあてにできない。子にその意思があっても、その子(つまり孫)の教育その他に費用がかかり過ぎて、おばあさんには廻ってこない。しかもいわゆる核家族化はなお進む。核家族世帯(親と未成年の子からなる世帯)は、昭和三十年の一、〇三七万から五十年には一九九八万となり、結果として高齢者のみの世帯が増える。前記経企庁は六五歳以上の単身世帯は現在は一〇〇のうち二程度だが、これが四倍の八になると推測している。

このような状況を、女性は数字でこそ知らなくても肌で感じている。夫の死後

- 一 高齢女性の増加と年金への期待
- 二 女性の処遇の難しさ
- 三 現在の年金制度の仕組み
- 四 新しい変化が生む不合理
- 五 幾つかの提言

一〇年間の未亡人生活、子の扶養はあてにはできぬ。とすれば頼みは社会保障、つまり年金ということになる。厚生省が五十五年に行った「高齢化問題調査」の結果によれば、老後を支える手段として何を考えるか」という質問に対して、六〇～六四歳では一位が「夫婦の収入」で六七・三%。ところが六五～六九歳では一位は「老齢年金」で五九・四%。七〇歳以上になるとこれが六五・三%となっている。国民の大多数がいかに年金に期待をかけているか、この数字からも身にしみてわかる。

二——女性の処遇の難しさ

わが国の年金制度は現在どんな仕組みになっているか。昭和三十六年に国民年金が発足し、いわゆる「国民皆年金」の体制が完成した。つまり、すべての日本人は何らかの年金に加入し、老後はどれかの年金に結びつくという仕組みである。しかし、わが国の制度は単一ではない。大まかに分けて、サラリーマンのための厚生年金、農漁業・自営業者などのための国民年金、公務員など特殊職域の人のための各種共済組合、この三つのタイプないしグループが存在する。なぜ一つの制度にならないのかという人もあろう。実はそれはそれなりに価値のある意見なの

だ。しかし、日本だけでなくほとんどの先進国でも、それぞれの職域や業種の事情により、また出発の時点も異にして制度が設けられ、数十年の歴史を重ねて今日に至っている。基本的な考え方も内容も異なるこれらの制度をいきなり統合再編成するといっても、至難の業なのである。

制度の仕組の説明に入る前に、一般に年金というのはいかにいと言われるその理由を考えてみよう。

第一には右にのべた、制度が一つでなく、考え方もそれぞれ異なっている点である。そのため職業が変わった場合や、特に女性の場合など種々複雑なケースを生じる。

第二に、制度が改善される時など、それまでの取扱と調整するために、「経過措置」といういわば特例的な取扱を設ける必要が生じることだ。制度改善時以外でも、制度が開始されてまだ日が浅い（これを制度の「未成熟」という）間は当座の特別措置（つまり成熟化対策）が必要になる。国民年金が始まった時すでに高齢に達している人には福祉年金を、また保険料を納入しても受給年齢までに必要期間を満たすことができない人に、納入期間の短縮を認めたなどがその例である。

第三には幾つかの専門用語がある点

だ。例えば「標準報酬」がある。簡単にいえば賃金あるいは給与のことだが、人の毎月の給与は千差万別で、これを一々計算の基礎にすることは繁雑にすぎない。そこで各人の給与をランクづけするため標準になる額の表をつくり、これにあてはめることによって、実際の給与がどの幅のなかにあればどの額とみなすという取扱をする。この格付された給与が標準報酬である。また簡単な事だが、一般サラリーマンを被用者、雇い手の会社を事業主とよぶのなども一般用語とは少々ちがっている。

しかし、右にのべたやややしなさなど問題にならないくらい、女性の処遇は複雑である。男性の場合はサラリーマンにしても、農漁業、自営業にしても、同一の職場が少なくとも同一の業種で一生を過ごすことが多いから、問題は少ない。これに比べて女性はまことに多様である。学校を卒業して勤める人もあれば、家事（職業としての）に従事する人もある。花嫁修行だけという人もある。その後結婚する人もあり独身を遁す人もある。結婚後勤めをやる人、続ける人、お産をする時になってやめる人、産前産後の休暇をとってそのまま勤める人、一旦やめて子がいる程度成長してからまた勤める人など、実にさまざまである。また結婚しても離婚する人、再婚する人、しない

人、夫の転職、死亡……。

このように社会的地位が幾通りもあり、まさに千変万化ともいえる女性の立場を、年金の側でどう捉えてゆくか。実はこの問題は女性をどう処遇するかだけの意味でなく、年金制度全体をどう組み立てるかという基本的な課題にかかわるきわめて重要な事柄なのである。この問題もわが国だけでなく、世界のほとんどの先進国で頭を悩ませている制度改革の中心的な焦点となっている。

三——現在の年金制度の仕組

現在のわが国の年金制度の概略を、さきに大別した三つについてみよう。

① 厚生年金

○加入者（「被保険者」という）は、一般の被用者、つまりサラリーマン。

○保険料 女性は標準報酬の九%を労使で折半（男性は一〇・六%）。

○老齢年金

・支給要件 ①加入期間が二〇年以上あること（女性の場合、三五歳以後の加入期間が一五年以上ある時も可）

②退職していること（ただし、在職中でも六〇歳以上六五歳未満で所得の少ない人と六五歳以上の人は、所得に応じて受給できる）

・ 受給開始年齢 女性は五五歳（男性は六〇歳）

・ 年金額（月額） 次の三つの合計額。

① 二、〇五〇円に加入年数をかけた額

② 過去の標準報酬の平均月額の一〇％に加入年数をかけた額

③ 加給年金額（配偶者や子がある場合の加算額）

○遺族年金

・ 受給要件 加入期間が六カ月以上ある人が在職中になくなった、あるいは、老齢年金の資格期間を満している人がなくなった場合

・ 受ける人 順位があり、第一に配偶者以下、一八歳未満の子、六〇歳以上の父母その他となっている。

・ 年金額（月額） 次の三つの合計額

① 老齢年金でのべた①と②の額（これを「基本年金額」という）の半額

② 加給年金額（子がある場合の加算額）

③ 寡婦加算額

② 国民年金

○ 被保険者 二〇歳から六〇歳未満の人の他の年金に加入していない人。主に

農漁業従事者、自営業者など、ただし厚生年金などの被用者年金加入者の配偶者は任意に加入できる。

○ 保険料 厚生年金とはちがって定額。現在は月額四、五〇〇円。五十七年四月からは五、二二〇円になる。老後の年金を多くしたいと望む人にはこれに四〇〇円の保険料が付加される。

○老齢年金

・ 受給要件 保険料納付期間と保険料免除期間（国民年金には所得が低い場合などに納付の免除が認められる）を合計した期間が二五年以上あること。ただし年齢に応じてこの二

五年を一〇年ないし二四年でよいとする経過措置がある。

・ 受給開始年齢 六五歳から。六〇歳からでも受給できるが、この場合は年金額が減額される。

・ 年金額（月額） 次の三つの合計額

① 一、六八〇円に保険料納付年数をかけた額

② 一、六八〇円に保険料免除年数をかけた額の半額

③ 付加保険料を納めた人は、二〇〇〇円に納めた年数をかけた額。

○母子年金

・ 受給要件 国民年金に加入して一年以上保険料を納めた妻、または老齢年金を受ける資格のある妻が夫をなくし、母子世帯（一八歳未満の子がある場合）となったこと。妻のほか

に、祖母、姉などが同様の状態になった場合にも「準母子年金」を受けることができる。

・ 年金額（月額） 四万一、八〇〇円に子の数などに応じた加給金を加えた額。準母子年金の場合も同じである。

○寡婦年金

・ 受給要件 老齢年金を受ける資格のある夫がなくなった場合、その夫が一〇年以上つれそった妻が六〇歳から六五歳まで受給できる。

・ 年金額 老齢年金額の半額

③ 国家公務員共済組合（地方公務員共済組合、その他の共済組合もほとんどこれに類似している）

○ 被保険者 国家公務員

○ 保険料 標準報酬の一〇・三％を使用者と本人で折半（地方公務員は一〇・四％）

○ 退職年金

・ 受給要件 ① 加入期間が二〇年以上あること ② 退職していること

・ 受給開始年齢 六〇歳（現在はまだ五五歳からだが今後四年ごとに一歳ずつおくらせ二〇年かけて六〇歳になる）

・ 年金額 次の二つの合計額

① 退職時の前一年間の俸給月額の合計の四〇％

② ①の額の一・五倍に二〇年をこえる勤務年数をかけた額

○遺族年金

・ 受給要件と受ける人

① 一年以上二〇年未満の加入者が亡くなった場合と、② 退職年金を受ける資格のある人が亡くなった場合との二つのケースがある。受給する人の順位は厚生年金と同じである。

・ 年金額

① の場合は退職年金の基になる俸給年額の一〇％に、一〇年をこえる時はこえる一年につき同俸給年額の一〇％を加えた額

② の場合は退職年金額の半額

以上がわが国の代表的な三つの制度のあらましである。詳しく説明すると長くも複雑にもなるので、その他の給付（例えば障害年金）、経過的措施、あるいは年金の最低保障、最高限度など細部については省略した。ただ、次の二、三について補足しておきたい。

その一つは「通算年金制度」である。右にみるように、各制度は受給の条件として一定の加入期間を要求している。しかし職場を転々としてそのつど加入する制度が異なる人の場合、加入期間は長くてもそれぞれの制度からみれば必要期間に達しない。こんな人はどうなるのか。

幸い昭和三十六年に通算という制度ができた。各制度の加入期間の合計が、被用者年金だけの場合は二〇年、国民年金が含まれる場合は二五年、この期間を満たせばそれぞれの制度から加入期間に応じた年金が支払われる。

次に、「カラ期間」とよばれるものについて。厚生年金のような被用者年金では妻は国民年金に任意加入できるが強制ではない。この被用者の妻であった期間を受給要件の一つである加入期間に算入する取扱がある。従って女性の場合、勤めた期間が短くても、その期間とサラリーマンの妻として過ごした期間を合せて二五年以上になれば年金に結びつく。ただし妻であった期間は資格期間をみる上だけのことで、年金額の計算には関係しない。カラ期間とよばれるのもその辺の事情からであろう。

第三に「物価スライド制」。多くの読者はすでにご存知だろうが、これは画期的な措置だった。この措置はわが国では四十八年の年金大改正の際に採用されたもので、消費者物価指数が一年度あるいは引き続く二年度以上の期間に5%以上変動した場合に、その変動率を基準として年金額が改定される。この条項は早速四十九年から発動され、今年も厚生年金が六月、国民年金は七月に増額された。増額率は五十五年度物価上昇率の七・八

%である。画期的といったが、このインフレ調整は海外でも大きな問題になっている。西ドイツでは一九五七年に賃金スライド制を採用したが、七九年から八一年までは賃金上昇率にかかわらず四ないし四・五%の定率としている。また、アメリカでも物価即応スライドの再検討が提案されており、他の欧米諸国もほぼ同様に調整財源に苦慮している実情にある。

もう一つ、この項に付け加えておきたいのは、かつて存在していた「脱退一時金」である。当時は別段奇異とも思わなかったが、今にして思えば女性は年金の対象としては従たる地位に置かれ、重視されていなかったようである。国民年金などなかったその時代に女性が長く勤務することなど例外中の例外で、女性の年金は夫たる男性を通じて考えればよいとされ脱退一時金はこの考え方の産物と思われる。この措置は五十三年五月で打ち切られたが、脱退一時金を受けることによってそれまでの加入期間は消えてしまひ、カラ期間にも算入されないというのには、女性にとつてどうだったか、反省させられる。

四——新しい変化が生む不合理

右のようなわが国の現在の制度をみて読者はどう感じるだろうか。まず制度に

よつて考え方にも内容にもかなり相違のあることにお気付きだろう。受給開始年齢も、保険料も、給付もそれぞれにちがう。夫次第で自分自身の年金がずい分ちがってくるのだなという印象をもたれることと思う。

とはいえ、各制度は一定の家庭生活を想定して構成されているものだから、実態がその想定に合致している場合はあまり問題はない。例えば、厚生年金は、一家の働き手はサラリーマンたる夫、妻は家事・育児に専念し内助の功をつくす、という伝統的な勤労者世帯を前提として捉え、妻は夫を通じて年金の利益をうける、という仕組になっている。つまりここでは年金を「世帯単位」で考えているのである。ところが一方、国民年金では例えば自営業の場合、妻も夫を扶けていしば一体となって家業に従事するのが通常の姿である。そこで夫婦ともそれぞれともに独立の立場で年金に加入し、老後は各々の年金権に基づく給付を受けるという考え方で構成されている。つまりこちらは年金を「個人単位」で考えているのである。

制度の趣旨に沿う典型的な場合だけならよい。ところが想定外の状況が出てくると、種々の不合理が生じてくる。例をあげてみよう。

Aさんは商店を経営している。妻のAさんが何かの事情で近所のガソリンスタンドに勤めるとする。この場合、夫は国民年金、妻は厚生年金に加入していることになる。ある日突然不幸にしてAさんが倒れる。Aさんは勤めていなければ国民年金に加入しているはずだから母子年金の対象になるが、今は厚生年金だから資格外。一方夫の国民年金には遺族年金がないからこれもダメ。結局Aさんが手にする年金は何もない。

反対のケースを考えてみよう。夫Bさんはサラリーマンで厚生年金被保険者。妻のBさんは国民年金に任意加入している。Bさんに不幸があった場合、Bさんには厚生年金の遺族年金と自分の国民年金からの母子年金が出る。つまり、Aさんの場合はゼロ、Bさんの場合はダブル年金ということになる。Aさんだつて夫の商店経営が不振だったから働らきに出たのかもしれないのだが——。

またこんなケースもある。
CさんとDさんは共働きの夫婦。共働きといつてもCさんの給与は月一六万円、Dさんはパートだから四万円程度である。隣家のDさんは典型的なサラリーマン、給与は三〇万円（つまり総額でCさんの家庭と同額）で、妻のDさんは専業主婦である。この家庭の老後の年金はどうなるか。家庭全体での収入は同じだ

ったのに年金ではCさんの方がずっと有利になる。なぜか。第一にCさんの方は厚生年金の定額部分が前にのべた計算によってCさんの分と二人分出る。第二に、この定額部分は加入期間だけで算定され、その間の給与の高低は問題にされない。つまりそれだけ所得の低いCさんには有利に作用する。たぶん納めた保険料に比べるとはるかに多い額になるはずである。

なぜこのような不合理な状態が生れるのか。それが前述の制度の意図せざる状況が混入してきたゆえなのである。その新しい状況とは何か。第一には女性の職場進出である。昭和三十五年には女子の就業者は一、八〇七万人、うち雇用者は七三八万人にすぎなかった。これが五十二年には就業者は二、〇八三万人と増加し、特に雇用者の就業者中に占める比率は四〇・八%から六一・四%と上昇、一、二八〇万人となった。中高齢層も増加、四〇歳〜五四歳では四十年に一九・一%だったのが五十三年には三〇・八%に達した。また既婚者の雇用者も増加を続け、三十年に比べると有配偶率は二倍以上になった。女性の就職は、「若くて未婚」という定説はまったく覆されたのである。

現在この範囲内の女性の八〇%以上がすでに加入している。このような情勢の変化。考え方を異にして出発した厚生年金と国民年金はこれに的確に対応しうる体制を整えなくてはならない。ケースとして離婚や再婚がからむ問題はさらに複雑になる。Eさんの妻E'さんは、サラリーマンの妻としてEさんに何十年もつれそい夫につくしたが、ある事情で離婚した。Eさんは若い女性と再婚し、寄る年波でやがてなくなった。若い奥さんはEさんの遺族年金を生涯受ける。その額は計算すれば莫大な財産であろう。一方離婚したE'さんには何の給付もない。遺産相続についても問題があるケースだが、それは離婚時に財産の分割や慰謝料で解決すべき別の問題。社会保障としての年金の側からはいささか首をかき上げざるをえない。このケースは海外でも問題になっていく。つまり、夫が長年の勤労によって年金権を徐々に築きあげてきたとすれば、その形式については当然妻の功労があったはずで、妻自身の年金権も認められて然るべきだ、という考え方が成り立つわけである。そこで、離婚し再婚した後なくなった夫の遺族年金については、その夫とつれそった期間に應じて、離婚妻と死亡時妻との間で配分するという、所謂

得分割方式が、西ドイツ、フランス等で採用されている。夫の年金権の取得についての貢献度によって権利を分けるという思想で、合理的ではあるが、残された妻の状態など考えるとわが国の場合問題はそう簡単ではない。

いずれにせよ、国際的には男女平等の年金権へという方向に進みつつあることは確かである。アメリカの例を紹介すると、現在アメリカの社会保障年金は単身者を一〇〇とすると夫婦は一五〇、つまり五〇%増になる。離婚すると、一〇〇が夫に残り、五〇に相当する部分が離婚妻のものになる。しかし男女平等の思想からいえば、これは不公平ではないかという意見が、年金政策委員会から出された論議をよんでいる。

女性の年金制度上の処遇は、先進諸国の間でもしかほどさようにむづかしく、今なお流動的である。

五 幾つかの提言

さて、与えられた紙数に近づいたので、結論らしいとりまとめをしなければならぬが、年金制度の改革、再編成はきわめて複雑かつ困難な問題であり、一朝一夕で解決するものでもない。従って明快な回答をここで筆者に求めるのはむりであることをお断りしておきたい。

第一に、国民年金でのサラリーマンの妻の任意加入制について。筆者はこの取扱はとり止めるべきだと思う。理由の第一は、社会保障政策は前提となる社会の状況が確定していなければ本来設定できない。本人の意思によってどうなるかわからない状況に対して整合性と合理性をもった制度を構築するのはむりだからである。第二に、任意加入制は国民に不公平をもたらし。加入した場合、給付時に国庫の負担が均しくうえ、物価上昇に従って年金額は増額される。しかも納入する保険料は数理上将来の給付をまかなうために必要とされる額よりずっと低い。貯蓄と考えるもこんなに有利な投資は考えられない。第三に、国民年金任意加入の対象者の八〇%以上がすでに加入しているという現実である。任意加入制をなすすといつてもこの現実を無視することはできない。この点に限っていえば強制(言葉はわるいが)加入にふみ切った方がよいであろう。

第二、厚生年金での男女差はなくすべきである。現在では受給年齢は女性の方が早く、保険料率は低い。これに合理的な解釈を与えることはおそらく誰もできない。受給年齢について差を設けているのは先進国ではイギリスぐらいい(男六五歳、女六〇歳)他の国はほとんど同一の六五歳である。しかも女性の方が男性

より長寿なのだから、どちらが有利かは
いうまでもない(イギリス等で差を設け
ているのは、社会慣習上女性の方が男性
よりも退職年齢が若いためであり、また
退職年齢イコール年金受給年齢という考
え方が定着しているからである)。保険料
率にいたっては、現在の取扱は筆者はむ
しろ女性の立場に立てば屈辱とさえ思

う。つまり前述の脱退一時金と同様女性
を真の年金の対象とはみない考え方の名
残りだと思う。利益になることなら何事
もよしというのでは女性の地位の進展は
望めない。正しい権利の上に立ってのみ
堂々と主張がなしうるのである。

終りに、制度の整合化、再編成。つま
りは思想の統一。さらに焦点をしぼるな

ら年金を世帯単位で考えるか個人単位で
考えるかの問題である。筆者はこう思う。
社会保障が経済保障であるその給付は人
の経済生活を前提として行われるのが自
然ではないかと。人の経済―消費生活は
生活共同体としての「世帯」を単位とし
て行われる。そこで、筆者は欧米の個人
単位へのすう勢には逆向するのだが、世

帯単位原則で各制度を整理調整すること
ができないかと考えている。ただし、こ
の場合にも個人の年金権についての配慮
を織り込むことは可能だし、離婚、再婚
などの場合に対してもそれなりの対応を
考えることも決して困難ではないと思
う。

〈前・働年金制度研究開発基金理事／
現・社会福祉事業振興会常務〉